

更生福祉部会

【更生福祉部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する都内の更生施設、宿泊提供施設、宿泊所、自立支援センター、緊急一時保護センター、授産施設をもって組織されている（7種37施設）。

本部会は、利用者の安定した生活と自立促進、またそのための職員の資質向上を期するため、所属施設間の連絡調整や情報交換を密にし、施設長会の開催や研修会の実施等の事業を行っている。

【提言項目 1】

更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和 56 年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める。

【現状と課題】

現行の職員配置は昭和 56 年以降変更されていない。この間、精神保健福祉法の改正により精神疾患のある利用者が急増するなど、利用者のニーズも多様化し、密度の濃い支援と直接処遇職員の専門性が求められている。また、職員の労働時間の短縮など施設を取り巻く状況も変化している。

中堅職員を配置する一方、運営経費の面から雇用期間の定めのある職員を採用して対応しているが、コア職員を育成し、質の高い福祉人材の定着を図るうえでも職員配置基準の増、施設事務費支弁基準の増額が不可欠である。

【提言内容】

更生施設及び宿所提供施設の指導員を増員し、多様な課題を抱えた利用者に対応する支援体制を確立する。

【提言項目 2】

更生施設や宿所提供施設の要介護利用者に対しても、介護保険を適用すること。

【現状と課題】

養護老人ホーム入所待機者や他施設待機者が急増しており、更生施設入所者の 1 割は ADL が低下している。施設職員が日常生活の介護的サポートをしているが、介護支援や介護予防サービスなどが充分に行えない現状にある。

【提言内容】

生活保護施設に介護保険事業を適用することにより、要介護認定者のニーズを汲み取り、また、生活スタイルに合わせたサービスの提供ができるだけでなく、要介護者の介護状態の軽減、悪化を防止する予防重視型のサービスが図られる。

【提言項目 3】

更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。

【現状と課題】

通所・訪問事業は更生施設退所者等が地域社会で円滑に生活していけるように施設側が支援を行う事業である。社会生活を送る上でのスキルを十分身につけていない、あるいは対人関係の不得手な利用者が多いため、アパート等に転出後も何らかの支援が必要な人が大部分である。このため事業を終了した利用者や事業を受けていない施設退所者に対しても、事業利用者と同様な支援をしているのが実状である。

【提言内容】

現在、保護施設通所事業の利用定員は施設定員の一律 50%を上限としているが、利用期間の延長が可能になったことに伴い、施設規模と利用需用に乖離がみられる、そこで利用定員を施設定員が 50 名以下の施設は 70%を上限とし、施設定員が 10 名増毎に 5%を減じた割合とする。なお、90 名以上の施設定員の施設は 50%を上限とする。

【提言項目 4】

更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること。

【現状と課題】

更生施設は救護施設と同様に在宅での生活が困難な精神疾患を抱える方や重複障害者等の受入施設としての需要は依然として高い。近年の社会経済情勢を反映して、ホームレスや生活困窮者を受入れる役割が増大している。しかしながら、施設の用地が狭い等の理由により増築が困難なため、一部の施設では内部改装をして一割程度の超過入所をしているが需要に十分応えられない状況にある。

【提言内容】

救護施設と同様にサテライト型の設置が可能であれば、小規模宿泊所等の転換、施設近隣の住宅の借り上げ等により、需要に応え社会的使命を果たせることとなる。